

# 消費税法等の一部改正に伴う使用料・手数料等の改定のお知らせ

10月1日からの消費税率の引き上げに伴い、使用料・手数料等が改定となりますので、お知らせします。

## ■一般廃棄物処理手数料

廃棄物の処理に係る手数料等は右表のとおりです。  
(消費税等相当分を含む)

なお、一般家庭から排出されるごみおよびし尿を市が収集する場合の手料金は、変更ありません。

表のほか、産業廃棄物の処理に係る使用料の消費税等相当分も8%から10%に改定となります。

お問合せ 環境総務課 ☎56-6684

## ■市電電車料金

10月1日から240円と250円の区間の乗車料金がそれぞれ10円引き上げとなります。

定期券は10月1日購入分から4kmを超える区間の定期乗車料金が新しい料金に変更になります。

お問合せ 事業課 ☎32-1730

## ■水道料金・下水道使用料など

水道料金・下水道使用料は12月分から消費税等相当分が改定されます。

温泉供給料金は10月分から消費税等相当分が改定されます。

お問合せ 水道お客さまセンター ☎27-8731

種類	区分	単位	改定前	改定後
ごみ処理 手数料	事業所	ごみ袋20ℓ 1枚	129円	132円
		ごみ袋40ℓ 1枚	259円	264円
		ごみ処理券 1枚		
し尿処理 手数料	事業所	月排出量が3,000ℓ以下の場合 200ℓまでごとに	1,620円	1,650円
		月排出量が3,000ℓを超え5,000ℓ 以下の場合200ℓまでごとに	2,160円	2,200円
		月排出量が5,000ℓを超える 場合200ℓまでごとに	2,376円	2,420円
浄化槽汚泥 処分手数料	一般家庭	20ℓまでごとに	43.2円	44円
	事業所		97.2円	99円
焼却処分 手数料	一般家庭	10kgまでごとに	25.92円	26.4円
	事業所		101.52円	103.4円
埋立処分 手数料	一般家庭	10kgまでごとに	25.92円	26.4円
	事業所		101.52円	103.4円
し尿処分 手数料	事業所	200ℓまでごとに	680.4円	693円

## 函館市プレミアム付商品券交付申請のご案内

10月1日から販売を予定している「函館市プレミアム付商品券」について、住民税非課税者として該当の可能性のある方に、交付申請書を送付しています。

### 交付申請書の提出について

交付申請書は、同封している案内・記入例をご覧ください、必要事項を記入のうえ、同封の返信用封筒に入れて提出してください。(添付書類が必要となる場合があります。)

お問合せ 函館市プレミアム付商品券専用ダイヤル ☎0120-268-220

## 2019年10月1日、消費税・地方消費税の税率は10%へ。

※10%のうち2.2%は地方消費税です。

👉 税率上げは社会保障制度を次世代に引き継ぎ、みんなが安心して暮らせる社会にするために必要です。

👉 引上げ分は、すべての世代を対象とする社会保障のために使われます。

👉 家計と景気、両方の視点から対策を実施します。

政府広報 消費税 検索

## 事業者の皆様! 仕入税額控除の方式が変わります!

2019年10月1日から消費税・地方消費税の軽減税率制度がスタート。全ての事業者の方に関係があります。レジ導入などに対する補助金もあります。



詳しくはこちら

軽減税率 国税庁 検索



## 「キャッシュレス・消費者還元事業」

経済産業省では、10月1日の消費税率引き上げ時の需要平準化対策として、キャッシュレス手段で決済する消費者へポイント還元を行う「キャッシュレス・消費者還元事業」に参加する中小・小規模事業者を募集しています。詳細は、一般社団法人キャッシュレス推進協議会のHPでご確認ください。

HP <https://cashless.go.jp/>

お問合せ 函館商工会議所地域振興課

☎23-1181